

お客様各位

平成26年6月1日

暑さが日ごとに増してまいりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の税務～平成26年度個人住民税の特別徴収の開始
2. 今月の社会保険について
3. 労働法制について

1. 今月の税務～平成26年度個人住民税の特別徴収の開始

6月支給の給与から、新年度の個人住民税の特別徴収を行ないます。各社員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、平成26年6月～平成27年5月の12カ月間で徴収・納付します。納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

ただし、「労働者が常時10名未満の事業所」については、特別徴収住民税は源泉所得税とともに、所轄税務署・市区町村の承認を受けることによって、半年分ずつ、年2回にまとめて納付できる特例があります。このうち特別徴収住民税の平成25年12月～平成26年5月徴収分は、6月10日が納付期限です。

2. 今月の社会保険について

6月は下記の社会保険の手続きを開始することをお勧めします。

① 健保・厚年の被保険者報酬月額変更届の提出要否のチェック

被保険者の報酬が昇給等によって大幅に変動した場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定され、これを「随時改定」といいます。4月に定期昇給やベースアップ、または賃下げを行なった企業では、6月の給与支払い後、健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届の提出が必要か否かを確認します。健康保険の最高等級に達している人や新入社員を除いて、次の3つの要件のすべてに該当する人が提出対象となります。

(1) 昇給または降給があり、固定的賃金（基本給・役付手当・技術手当・住宅手当・家族手当・勤務地手当など）に変動があったこと (2) 固定的賃金の変動した月から3カ月間連続して、報酬の支払基礎日数が17日以上あること (3) 該当する3カ月間の報酬の平均月額が、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があることです。

月額変更届は、7月中に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。なお、7月に入ると、すぐに報酬月額算定基礎届（「定時決定」といいます）の提出事務（7月10日が期限）がありますから、早めに準備に取りかかりましょう。

② 労働保険の年度更新手続き

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定されます。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。この手続きを労働保険の年度更新といい

ます。

労働保険の年度更新手続きは6月2日から受付が始まります。最終期限は7月10日ですが、6月中には目処をつけておきましょう。

3. 労働法制について

会社に大きな影響を与えそうな労働法制の改正について、有期契約と労働者派遣があり、いずれも国会で審議中です。

有期契約について、有期雇用を5年継続すると通常は無期転換申込権が発生するのですが、60歳定年後に再雇用を繰り返して5年経過した場合については無期転換申込権が発生しないことが明らかにされました。

労働者派遣について、許可制の一般派遣と届出制の特定派遣の区別をなくし、全て許可制とすることで特定派遣をなくし、特定派遣については3年間の経過措置期間のみ認める方針です。

なお、5月12日の日本経済新聞によると、中小企業には猶予されていた月60時間を超える残業代に50%の割増賃金を平成28年4月からは支払うよう政府内で議論が行われていることが明らかにされました。あくまで議論の段階ですが、ブラック企業対策として打ち出されているらしく、今後の動きに注意が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>